

# 国民健康保険からのお知らせ

問合せ 仙北市民生活課 国民健康保険係 ☎ 43-3316

## 認定証をお持ちの方は更新が必要です

70歳未満の方で、「国民健康保険限度額適用認定証」または「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない方も、申請（国保税に滞納などがある場合、交付できないことがあります）をするので、外来・入院にかかる一医療機関の窓口での支払い（個人単位）が限度額までとなります。

なお、「国民健康保険限度額適用認定証」または「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない方も、申請（国保税に滞納などがある場合、交付できないことがあります）をするので、外来・入院にかかる一医療機関の窓口での支払い（個人単位）が限度額までとなります。

## 申請に必要なもの

- 対象の方の国民健康保険被保険者証
- 窓口に来られる方の本人確認できる身分証明書（運転免許証など）
- 世帯主と申請者の個人番号通知カードまたは個人番号カード
- 世帯主の印鑑



## 国民健康保険高齢受給者証更新のお知らせ

現在お使いの「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限が7月31日までとなっています。そのため毎年8月1日を基準日として一部負担金（保険医療機関などに支払う）の割合を再判定のうえ更新しますので、8月から新しい高齢受給者証を保険医療機関・保険薬局などにご提示ください。

また、「国民健康保険限度額適用認定証」あるいは「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方も更新となります。該当となる方には申請書をあわせて送付しますので、8月1日以降に市役所各庁舎・各出張所の国保担当窓口で申請してください。

現在お持ちの受給者証、認定証は**8月1日から使用できません**ので、有効期限が過ぎましたら最寄りの市役所国保担当窓口へ返却していただくか、ご自分で判断するなどして破棄していただきますようお願いいたします。

## 8月からの医療費が高額になったときの自己負担額（昨年度と変わりありません）

70歳未満の方	所得	区分	3回目まで		4回目以降
			区分	3回目まで	4回目以降
70歳未満の方	901万円を超える	ア	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円	140,100円
	600万円を超え901万円以下	イ	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円	93,000円
	210万円を超え600万円以下	ウ	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円	44,400円
	210万円以下(住民税非課税世帯を除く)	エ	57,600円	44,400円	44,400円
	住民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円	24,600円

70歳以上75歳未満の方 ※1	所得区分	3回目まで		4回目以降
		外来 + 入院 (世帯単位)		4回目以降
		外来 (個人単位)	外来 + 入院 (世帯単位)	4回目以降
70歳以上75歳未満の方 ※1	現役並みⅢ (課税所得 690万円以上)	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円	140,100円
	現役並みⅡ (課税所得 380万円以上)	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円	93,000円
	現役並みⅠ (課税所得 145万円以上)	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円	44,400円
	一般 (課税所得 145万円未満など)	18,000円 ※2	57,600円	44,400円
	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	-
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	-

※1 70歳以上の方は、まず外来（個人単位）の限度額を適用した後、外来と入院を合わせた世帯単位の限度額を適用します。  
 ※2 8月～翌年7月の年間限度額は144,000円（一般、低所得者Ⅰ・Ⅱだった月の外来の合計の限度額です）

# 新型コロナウイルス感染症の影響がある方は国民健康保険税が減免となります

問合せ 仙北市税務課 市民税係 ☎ 43-1117

## 国民健康保険税の減免の対象となる方

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、国民健康保険税が減免となります。税務課（田沢湖庁舎）および各地域センター・各出張所で申請を受付しています。

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方

↓ 国民健康保険税を全額免除

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少（※）が見込まれる世帯の方

↓ 国民健康保険税の一部を減額

※ 国民健康保険税の一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について：

- 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
- 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

【注意】申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

## 減免額について

減免額は、減免対象の国民健康保険税額（A × B / C）に減免割合（D）をかけた金額です。

- A 世帯の被保険者全員について算出した国民健康保険税額
- B 世帯の主たる生計維持者の収入が見込まれる収入にかかる前年の所得額
- C 主たる生計維持者および世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額
- D 合計所得金額に応じた減免割合（左記表を参照）

合計所得額に応じた減免割合 ④	
300万円以下	全部（10分の10）
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1000万円以下	10分の2



# 国民年金保険料免除等の申請について

問合せ ▶ 仙北市民生活課 国民年金係 ☎ 43-3316 ▶ 大曲年金事務所 ☎ 0187-63-2296

## 7月1日から免除等申請の受付が開始されます

国民年金保険料が納め忘れの状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（50歳未満）納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている市区役所または町村役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

令和2年度（令和2年7月分から令和3年6月分まで）の免除などの受付は7月1日から開始されます。また、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請することができます。

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は、ご相談ください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険料の免除などについても申請できます。

